

平成17年度 第3回支部部会合同研修会

「特定社会保険労務士について」

開 催 日	平成17年10月19日(水)
場 所	電設健保会館 講堂
講 師	東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部 支部長 渡邊 和洋

東京都社会保険労務士会

千代田・中央支部

. はじめに

1 . 六法

憲法	
民法	民事訴訟法
商法	
刑法	刑事訴訟法

2 . 労働関係法

労働基準法	労働安全衛生法
労働組合法	
労働関係調整法	
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	
労働契約法の法制化	
その他	

3 . 我々、社会保険労務士に何が求められているか？

専門家としての責任
(依頼者に対する責任)

(第三者に対する責任)

専門家としての倫理の確立

・社会保険労務士法改正の経緯

平成 13 年 10 月	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
平成 13 年 12 月	司法制度改革推進本部設置
平成 15 年 4 月	紛争調整委員会のあっせん代理
平成 16 年 10 月	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR基本法)」閣議決定
平成 17 年 6 月 17 日	社会保険労務士法改正

・社会保険労務士業務の拡大

従来業務は、紛争調整委員会での「あっせん代理」

1. 紛争解決手続代理業務の追加(法第2条)

(1) 社会保険労務士業務に次の業務が加わる。

男女雇用機会均等法に係る「調停代理」
労働委員会での「あっせん代理」
認証紛争解決事業者での代理

(2) 紛争解決手続代理業務を行うことができる者

特定社会保険労務士 = 紛争解決手続代理業務試験に合格 + 付記

の業務(紛争解決手続代理業務)は、特定社会保険労務士に限り
行うことができる。

(3) 紛争解決手続代理業務(相談・和解交渉・和解契約)

- ・ 紛争解決手続について相談に応ずること
- ・ 手続の開始から終了までの間に和解の交渉を行うこと
- ・ 成立した和解における合意契約を締結すること

2. 業務を行い得ない事件（法第22条）

この条項の趣旨は、

当事者の利益の保護

特定社会保険労務士の職務遂行の公正性確保

特定社会保険労務士の品位の保持

とくに、労使いずれの立場であっても、特定社会保険労務士が自由・平等を軸にした基本的人権に関わる重大な業務を遂行するにあたって、職責に関する行為の典型を挙げ、これを禁止しているものであり、社会の信頼を確保しようとするところに目的がある。

・紛争解決手続代理業務試験

資料 「社会保険労務士裁判外紛争解決手続代理業務
能力担保措置検討委員会 報告書」（平成17年9月1日）

研修内容	講義	30時間
	グループ研修	18時間
	ゼミナール	15時間

試験内容

設問の一部には「社会保険労務士の権限と倫理」に関する問題を含めるものとする。

法第2条・第22条に反することは、法違反であって、倫理問題ではない。
なぜ、倫理問題が重要なのか = 代理人としての責任が問われる

- ・ 単なる代弁者・代行者ではない。 = 「言われたことはやりました。」
では、代理人にはなれない。
- ・ 事件の本質を見落として代理をしてはいけない。
= 現象と本質の違いがわからなければ代理人はできない。
- ・ 法令・判例の表面的知識だけで立法趣旨まで理解できていないと、依頼人からの使い捨てを招く。
- ・ あっせん内容と依頼人の良心との整合性。
ウソや伝聞と事実（当事者の認識を前提とした主観的な事実）との相違や自己決定権
- ・ 依頼人の利益を守る努力義務と受任者としての善管注意義務

・特定社会保険労務士と従来の社会保険労務士との違い

社会保険労務士であれば、個別労働関係紛争が起こったときの「口先だけのアドバイス」とか事業主の使者である単なる「メッセンジャー」は、今までどおり行うことができます。

すなわち、

提出代行者、事務代理者の届出により申請書並びに陳述書等その他書類の作成事務及び提出代行の事務及び内容の説明

労働局に対するあっせん開始を依頼する意思表示、労働局に対するあっせんの委任までの企画室の事前調査に対する陳述や陳述書などの作成

ところが、紛争が起こったときの事業主の意思決定に、事実上タッチすることは出来ません。あっせん制度などの説明はできても、企画・立案を含む相談業務は出来ませんから、結果的に紛争事案からは排除されます。

紛争解決手続代理業務ができるのは、特定社会保険労務士として登録し、官報に公告されている者だけです。

特定社会保険労務士でない者が、当該業務に関与した時点で、法第2条の法違反が成立し、懲戒処分の対象となるのではないのでしょうか？
法第22条違反以前の禁止行為です。

・おわりに